

大阪府都市計画審議会における
大阪市関連議案について（報告）

大阪都市計画河川の変更について
（第1号 寝屋川北部地下放水路）

平成28年12月16日（金）

大阪都市計画河川の変更

(第1号 寝屋川北部地下放水路) について

(1) 変更理由

大阪府において、現況の土地利用状況を勘案するとともに、計画流量の見直しを行った結果、一部区域において立体的な範囲を定めるとともに、線形、幅員及び延長の変更、並びに河川管理施設の区域の変更を行うものである。

(2) 変更内容 (大阪市域を含む区間)

- ・ 立体的な範囲の追加
- ・ 線形の変更
- ・ 幅員の変更
 - 変更前 11.8m～8.5m
 - 変更後 14.5m～8.5m
- ・ 延長の変更
 - 変更前 約 6,080m
 - 変更後 約 5,980m
- ・ 河川管理施設の区域の変更

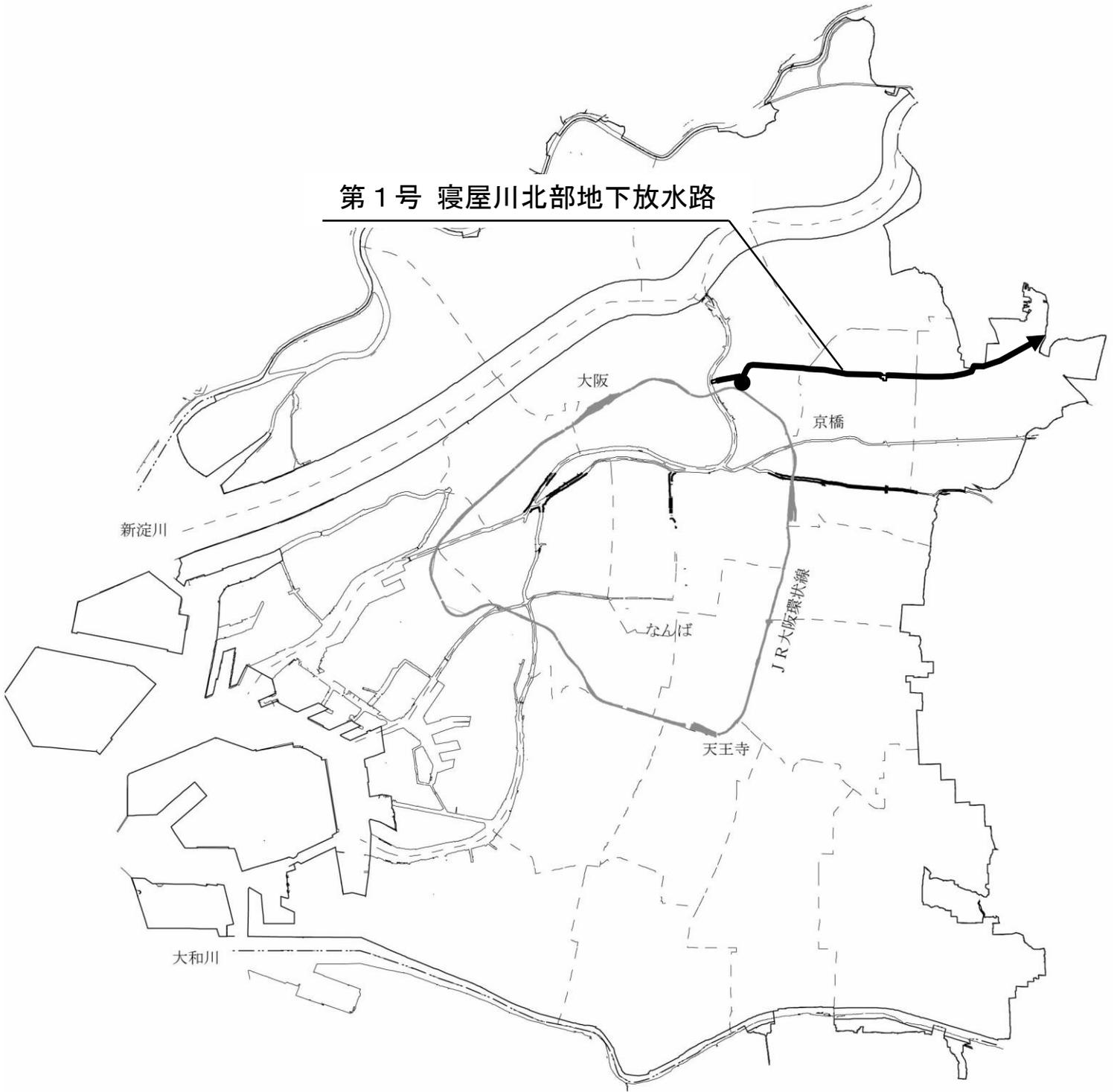
(3) 変更に係る区域 (大阪市域)

大阪市都島区中野町五丁目、都島本通一丁目から都島本通五丁目まで、都島北通一丁目、都島北通二丁目及び内代町一丁目、城東区野江三丁目、野江四丁目、成育二丁目、成育三丁目、関目一丁目、関目二丁目及び古市一丁目、並びに鶴見区鶴見五丁目、鶴見六丁目、横堤四丁目及び横堤五丁目地内

位置図 1



第1号 寝屋川北部地下放水路



位置図 2



【凡例】

- 変更する区域 —
- 変更のない区域 —

